

県西土木事務所所管区域の事前チェック事項		
名 称	概 要	担 当 課
都市計画法第 29 条	・ 建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更	計画建築部 まちづくり・建築指導課
都市計画法第 37 条	・ 開発許可を受けた開発区域内の建築制限	
都市計画法第 41 条	・ 用途地域の定められていない区域内の許可に基づく建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置等の制限	
都市計画法第 42 条	・ 開発許可を受けた開発区域内の予定建築物等以外の建築等の制限	
都市計画法第 43 条	・ 市街化調整区域内のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限	
宅地造成等規制法第 8 条	・ 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更（湯河原町の一部区域）	
都市計画法第 53 条	・ 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限 【中井町、大井町、松田町、山北町、開成町（南足柄市は除く）】	計画建築部 許認可指導課 (箱根町、真鶴町、湯河原町については小田原土木センター許認可指導課)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条	・ 急傾斜地崩壊危険区域内における工作物の設置・改造、のり切・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積等に関する行為	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	・ 土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に係る許可	
神奈川県砂防指定地の管理に関する条例第 3 条	・ 砂防指定地における開墾、掘削その他土地の形状変更、建築物、道路、橋りょうその他の施設又は工作物の新設、改設又は除却、土石、鉱物等の採取、たい積又は投棄、竹木の伐採又は滑送若しくは地引きによる運搬、その他治水上砂防のため著しく支障がある行為	
河川法第 55 条	・ 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築	
神奈川県土砂の適正処理に関する条例第 4 条・第 9 条	・ 建設工事に伴って生ずる 500 m ³ 以上の土砂を建設工事の区域外に搬出する場合の処理計画書等の届出 ・ 一定規模以上の土砂埋立行為を行おうとする場合の許可。	
自然公園法第 17 条	・ 自然公園区域内における、工作物の新・増・改築等、木材の伐採、鉱物・土石の採取、広告物の設置等に関する行為	環境省関東地方 環境事務所 箱根自然環境事務所 TEL 0460-84-8727
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	・ 不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設に係るバリアフリー対応の協議	計画建築部 まちづくり・建築指導課
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・ 一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合）	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	・ 一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（省エネ法）	・ 一定規模以上の建築物に係る省エネルギー措置の届出	

所管市町村の事前チェック項目

<p>南足柄市 更新年月日：2023/7/1</p>	<p>経由担当窓口：都市部建築営繕課 〒250-0192 南足柄市関本 440 TEL：0465-73-8058 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>		
名称	概要	担当課	備考
開発行為等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上の開発行為 ・ 高さ 10m以上の建築行為 ・ 15 戸以上の共同住宅等の建築行為 ・ 非住宅部分の延べ床面積が合算して 1,000 m²以上のもの 	都市部 建築営繕課 本庁舎 2階	提出書類については窓口、市ホームページにて確認
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（広町地区・怒田関本地区・和田河原塚原地区・怒田地区・壺下怒田地区・飯沢地区）内は、行為の届出（都市計画法第 58 条の 2）が必要。 		提出部数 申請書・添付書類 …各 2部
建築協定 (藤和グリーンヒル南足柄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築協定委員会に建築計画協議書を提出し、建築協定の審査が必要。なお、市街化調整区域のため、県西土木事務所まちづくり・建築指導課に事前相談が必要。 		
都市計画法第 53 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限 		提出部数 申請書・添付書類 …各 2部
南足柄市景観条例に基づく届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各景観ゾーンで届出対象行為に該当する規模の建築行為を行う際には、届出が必要となる。 ・ 届出対象行為と規模等の基準については (http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/global-image/units/20331/1-20140311110551.pdf) を参照。 	都市部 都市計画課 本庁舎 2階	提出部数 申請書・添付書類 …各 2部
立地適正化計画に基づく届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域外において行う、以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 3 戸以上の住宅を建築する場合 ➢ 建築物を改築、または用途変更して 3 戸以上の住宅等とする場合 等 ・ 都市機能誘導区域外において行う、以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 誘導施設（病院、保健・福祉施設、大規模商業施設等）を有する建築物を新築する場合 ➢ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 等 ・ 都市機能誘導区域内において行う、誘導施設の休止、廃止 		提出部数 申請書・添付書類 …各 2部
(官民境界確定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民境界確定及び官民境界確定図交付 	都市部 都市整備課 本庁舎 2階	
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道布設状況の確認 	都市部 上下水道課 本庁舎 2階	
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道布設状況の確認 		
<p>(注) 建築確認申請経由の際に、市役所用(正本の写しに公図の写しを添付したもの)を 1 部提出 市役所ホームページの「ミナミナビ」というシステムにて、区域区分や用途地域等について確認できます。</p>			

<p>中井町 更新年月日：2022/6/1</p>	<p>経由担当窓口：まち整備課 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課</p>	<p>〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪 56 TEL：0465-81-3901 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>	
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>
<p>開発指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 ㎡以上の開発行為 ・ 高さ 10m以上又は地上 3 階以上の建築物新築行為 ・ 計画戸数 10 戸以上の共同住宅の新築行為 ・ 1,000 ㎡以上の資材置場の設置 	<p>まち整備課 本庁舎 1 階</p>	
<p>地区計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（インター周辺地区・長窪地区・岩井戸地区・井ノ口公民館周辺地区）内は、行為の届出（都市計画法第 58 条の 2）が必要。 		
<p>狹隘道路整備要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路 		
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 		
<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 	<p>上下水道課 本庁舎 2 階</p>	
<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の確認 		

<p>大井町 更新年月日：2022/6/1</p>	<p>経由担当窓口：都市整備課 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課</p>	<p>〒258-8501 足柄上郡大井町金子 1995 TEL：0465-85-5014 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>	
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>
<p>開発指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上の開発行為（隣接開発行為含む） ・ 高さ 10m以上又は 3 階建て以上の建築行為 ・ 住戸数 8 戸以上の共同住宅の建築行為 ※ワンルームにおいては、2室を 1 戸として計算する。 	<p>都市整備課 庁舎 1 階</p>	
<p>建築行為等に係る狭あい道路拡幅整備要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路 		
<p>地区計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（金手第一地区、大井中央、金手西、未病いやしの里センター）内は、行為の届出（都市計画法第 58 条の 2）が必要。 		
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 		
<p>（官民境界確定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民境界確定及び官民境界確定図交付 		
<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 ・ 下水道台帳等の資料の交付 	<p>生活環境課 庁舎 1 階</p>	
<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の確認 ・ 水道台帳等の資料の交付 		

<p>松田町 更新年月日：2022/6/1</p>	<p>経由担当窓口：まちづくり課 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課</p>	<p>〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領 2037 TEL：0465-84-1332 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>		
名称	概要	担当課	備考	
<p>松田町まちづくり条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4階建て以上の建築行為 ・ 戸数10戸以上の共同住宅の建築行為 <市街化区域> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の土地の区画形質の変更（隣接開発行為含む） ・ 地盤高が現況より1m以上となる埋立て等 <市街化調整区域> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の区画形質の変更 <都市計画区域外> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更（隣接開発行為含む） ・ 2以上の建築物の建築の為の土地の区画形質の変更 ・ 500㎡以上又は地盤高が現況より1m以上となる埋立て等 <p><狭あい道路の改善に関する協議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第42条第2項の規定に基づく道路 	<p>まちづくり課 庁舎1階</p>		
<p>地区計画(地区整備計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（宮下地区・下原地区）内は、行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要。 			
<p>立地適正化計画に基づく届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域外（都市計画区域外を除く）において行う、以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 3戸以上の住宅を建築する場合 ➢ 建築物を改築、または用途変更して3戸以上の住宅等とする場合等 ・ 都市機能誘導区域外（都市計画区域外を除く）において行う、以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 誘導施設（病院、大規模商業施設、公共施設等）を有する建築物を新築する場合 ➢ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合等 ・ 都市機能誘導区域内において行う、誘導施設の休止、廃止 			
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 			
<p>（官民境界確定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民境界確定及び官民境界確定図交付 			
<p>建築協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松田町「国鉄清算事業団跡地」宅地造成地建築協定 	<p>政策推進課 庁舎3階</p>		
<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 	<p>環境上下水道課 庁舎1階</p>		
<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松田町上水道、寄簡易水道の確認 		<p>秦野市 上下水道局 営業課</p>	<p>TEL: 0463-83-2111</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湯の沢団地建築規約 		<p>松田町湯の沢自治会</p>	

<p>山北町 更新年月日：2023/4/1</p>	<p>経由担当窓口：都市整備課 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課</p>	<p>〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301-4 TEL：0465-75-3647 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>	
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>
<p>山北町開発指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上の開発行為 ・ 従前区域と合算して 500 m²以上となる開発行為 ・ 一定区域を分割し複数の事業主が開発行為等を行うもので合算して 500 m²以上となるもの ・ 高さ 10m以上又は 3 階建以上の建築行為 ・ 計画戸数 5 戸以上の集合住宅の新築行為 ・ 500 m²以上の土地に係る事業所の新設 ・ 500 m²以上の駐車場及び資材置場の新設 	<p>都市整備課 庁舎 2 階</p>	
<p>山北町狭あい道路拡幅整備要綱</p>	<p>法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路</p>		
<p>地区計画(地区整備計画)</p>	<p>・ 地区計画区域 (菜葉の木地区・丸山地区・水上地区・平山地区・原耕地地区)</p>		
<p>景観法に基づく届出</p>	<p>・ 届出の対象となる行為は次のとおり。 【届出対象区域】 都市計画区域内 【届出対象行為】 ○500 m²を超える木材の伐採行為</p>		
<p>町道 (管理・寄付等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町道境界確定 ・ 道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 		
<p>認定外道路・水路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定外道路及び水路境界確定 ・ 認定外道路水路境界確定図交付 	<p>財務課 庁舎 3 階</p>	
<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 	<p>上下水道課 庁舎 2 階</p>	
<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町営水道の確認 		
<p>山北町土地利用に関する基本条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山北町都市計画における用途地域以外の 1,000 m²以上の開発行為 	<p>企画総務課 庁舎 3 階</p>	

<p>開成町 更新年月日：2023/11/1</p>	<p>経由担当窓口：都市計画課 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢 773 TEL：0465-84-0321 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課 〒250-0106 南足柄市怒田 40-1 TEL：0465-74-0119</p>			
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>	
<p>開成町開発行為指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の開発行為 ・ 500㎡以上の土地で行う建築物の建築行為、区画形質の変更（隣接地合算開発行為含む） ・ 住戸数8戸以上の共同住宅等の建築行為 ・ 3階以上又は地上高10m以上の建築行為 <p>※主として自己の居住に供する建築物は除く</p>			
<p>地区計画(地区整備計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（開成駅周辺地区・松ノ木河原地区・南部地区）内は、行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要。（建築制限条例あり） 	<p>都市計画課 庁舎2階</p>		
<p>土地区画整理事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業区域（駅前通り線周辺地区）内は、行為の許可（土地区画整合法第76条）が必要。 			
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳等の資料の交付 ・ 私道の寄付等 			
<p>（官民境界確定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民境界確定及び官民境界確定図交付 	<p>街づくり推進課 庁舎2階</p>		
<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 			
<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の確認 			

<p style="text-align: center;">箱根町</p> <p>更新年月日：2023/4/1</p>	<p>経由担当窓口：環境整備部都市整備課 〒250 - 0398 足柄下郡箱根町湯本 256 TEL：0460-85-9566（開発・建築） 0460-85-8600（道路） 消防同意窓口：箱根町消防本部消防総務課予防係 〒250 - 0404 足柄下郡箱根町宮ノ下 467-1 TEL：0460 - 82 - 4511 ※詳細の窓口等については、箱根町ホームページにある「建築・開発窓口相談チェックシート」をご確認ください。</p>		
<p style="text-align: center;">名 称</p>	<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p style="text-align: center;">担 当 課</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>箱根町開発事業指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 m²以上の開発行為 ・ 1,000 m²以上の土地に係る建築行為 ・ 延べ面積 1,000 m²超、高さ 13m 超の建築行為 ・ 開発事業の隣接地で 2 年以内に行為を行い合算して上記の数値以上になった場合 		
<p>景観法に基づく届出</p>	<p>届出の対象となる行為は次のとおり。 【届出対象区域】 国立公園の区域外、国立公園の第 2 種特別地域D 区域及び普通地域 【届出対象行為】 (1) 建築物 1. 高さ（建築物が接する最低地盤面からの高さ）13m 又は延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の新築 2. 増築等に係る部分の高さが 13m 又は延べ面積が 1,000 m²を超えるもの 3. 高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの (2) 工作物 次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあつては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。） 1. 門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3m を超えかつ長さが 30m を超えるもの 2. 擁壁その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの 3. 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15m を超えるもの 4. 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの 5. 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さが 20m を超えるもの 6. その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積 1,000 m²を超えるもの 【特定届出対象行為】 届出対象行為に同じ</p>	<p style="text-align: center;">都市整備課 本庁舎 2 階</p> <p>※開発指導のうち消防に関する部分については、消防署本署警防係が担当となります。</p>	
<p>箱根町建築行為等に係る道路後退用地整備要綱</p>	<p>・ 法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路で公道又はこれに準ずる道路</p>		
<p>(道・水路境界確定)</p>	<p>・ 道・水路境界査定、道・水路境界査定図交付</p>		
<p>下水道</p>	<p>・ 下水道の確認</p>	<p>上下水道温泉課 分庁舎 3 階</p>	<p>TEL:下水道 0460-85-9567 TEL:町営水道 0460-85-9569</p>
<p>上水道</p>	<p>・ 町営水道の確認 地区…湯本、湯本茶屋、塔之澤の一部、畑宿、大平台、宮ノ下、小涌谷、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根の一部</p>		
<p>上水道</p>	<p>・ 県営水道の確認 地区…仙石原、宮城野、強羅、元箱根の一部</p>	<p>神奈川県企業庁 平塚水道営業所 箱根水道センター</p>	<p>TEL: 0460-82-4306</p>
<p>自然公園法に基づく手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域内許可申請 ・ 普通地域内届出 	<p style="text-align: center;">環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所 (TEL：0460－84－8727)</p>	

<p>真鶴町 更新年月日：2023/4/1</p>	<p>経由担当窓口：まちづくり課 〒259 - 0202 足柄下郡真鶴町岩 244- 1 TEL：0465 - 68 - 1131 消防同意窓口：湯河原町消防本部警防課 〒259 - 0303 足柄下郡湯河原町土肥 1-5-22 TEL：0465-60-0177</p>		
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>
<p>真鶴町まちづくり条例</p>	<p>1. まちづくり計画、土地利用規制基準、美の原則は全ての建設行為に適用される。 2. 建設行為の基準及び手続は、次に定める建設工事に適用される。ただし、主として自己の居住の用に供するための住宅の建設行為は除く。 1) 土地の区画形質の変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が 300 ㎡以上のもの 2) 斜面の直高が 10m 以上の急傾斜地における土地の区画形質の変更又は現状の土地利用を著しく変更する行為 3) 高さ 10m以上又は 3 階建以上の建築行為 4) 延べ面積 200 ㎡以上の建築行為 5) 特殊建築物で 2 階建以上かつ敷地面積が 300 ㎡以上のもの 6) その他町長がまちづくりを行うにあたって重大な影響があると認める工作物</p>	<p>まちづくり課 庁舎 2 階</p>	<p>建設行為施工後 3 年以内の隣接地での建設行為は、1 つの建設行為とみなす。 土地利用規制基準に基づき、独自の地区区分、用途制限、建ぺい率、容積率、高さ制限、敷地面積の最低限度、壁面後退等を定めている。</p>
<p>景観法に基づく届出</p>	<p>届出の対象となる行為は次のとおり。 【届出対象行為】 ○建築物の新築・増築・改築又は移転（床面積 10 ㎡以下のものを除く） ○工作物の新築・増築・改築又は移転 ・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ 2m 以上のもの ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で 10m 超えるもの ○開発行為 ○土地の区画形質を変更する行為で、その面積が 300 ㎡以上のもの ○斜面の直高が 10m 以上の急傾斜地における土地の区画形質を変更する行為 ○建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が 3 分の 1 以上のもの 【特定届出対象行為】 ○建築物の新築・増築・改築又は移転 ・高さが 10m 以上又は 3 階建て以上 ・延べ床面積の合計が 200 ㎡以上のもの ・特殊建築物で 2 階建て以上かつ敷地面積が 300 ㎡以上のもの ○工作物の新築、増築、改築又は移転 ・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ 2m 以上のもの ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で 10m 超えるもの ○建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が 3 分の 1 以上のもの</p>	<p>まちづくり課 庁舎 2 階</p>	<p>対象行為の形態・意匠（デザイン）等について景観計画で制限を定めている。届出対象行為及び特定届出対象行為について町長が制限に適合しないと認めるときは、勧告又は変更命令（変更命令は特定届出対象行為のみ適用）をすることがある。</p>
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<p>・道路台帳等の資料の交付 ・私道の寄付等</p>	<p>まちづくり課 庁舎 2 階</p>	
<p>下水道</p>	<p>・下水道の確認</p>	<p>上下水道課 下水道係 庁舎 2 階</p>	
<p>上水道</p>	<p>・上水道の確認</p>	<p>上下水道課 水道係 庁舎 2 階</p>	

<p>湯河原町 更新年月日：2022/6/1</p>	<p>経由担当窓口：まちづくり課 〒259 - 0392 消防同意窓口：湯河原町消防本部警防課 〒259 - 0303</p>	<p>足柄下郡湯河原町中央 2-2-1 TEL：0465 - 63 - 2111 足柄下郡湯河原町土肥 1-5-22 TEL：0465-60-0177</p>	
<p>名 称</p>	<p>概 要</p>	<p>担 当 課</p>	<p>備 考</p>
<p>開発指導要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 ㎡以上の宅地開発事業 ・ 建築面積が 500 ㎡以上の建築又は最高の軒の高さ 12m以上若しくは階数が 4 以上の建築行為 ・ 特定工作物の建設行為 ・ 1,000 ㎡以上の土地において、建築物の建築のために土地の区画形質の変更を行うもの又は土石等を採取するもの ・ 傾斜度 30 度以上で直高 5 m 以上の急傾斜地における土地の区画形質の変更 ・ 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の土地で接続公道が 4 m 未満又は排水施設等が未整備な地区における行為 ・ 同一事業者が既に施工した開発行為に接続してさらに事業を行うものでその全ての面積が各規模以上のもの ・ 1 区画の面積が 25 ㎡未満のワンルーム形式建築で、住戸の数が 10 以上のもの 		
<p>景観法に基づく届出</p>	<p>【届出対象行為】 景観まちづくり推進地区（温泉場地区） ○建築物の新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えて、床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 ○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 ○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えて、垣、さく、塀その他これらに類するものであって、高さが 1m を超え、かつ、長さが 5m を超えるもの。擁壁、日よけであって、高さが 2m を超え、かつ、長さが 5m を超えるもの。煙突、塔、街灯、鉄筋コンクリート造の柱等であって、高さが 5m を超えるもの。立体駐車場、石油類の貯蔵施設、高架道路、遊戯施設、製造施設等であって、高さが 5m を超え、かつ、建築面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 ○工作物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が 5 ㎡を超えるもの。 その他の区域（推進地区を除く町全域） ○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えて、床面積の合計が 150 ㎡を超えるもの又は 3 階建て以上のもの ○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が 50 ㎡を超えるもの。 ○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えて、高さが 5m を超え、かつ、建築面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 ○工作物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 【制限等】 景観まちづくり推進地区（温泉場地区） ○色彩の制限 ○形態又は意匠の制限 ○階数の制限（5 階）○壁面の位置の制限 その他の区域（推進地区を除く町全域） ○色彩の制限 ○階数の制限（5 階）○高さの制限（15m～24m） 【特定届出対象行為】 ○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えて、次のいずれかに該当するもの。 (1) 建築面積が 500 ㎡以上のもの (2) 階数が 4 以上のもの。 (3) 軒の高さが 12m 以上のもの。 (4) ワンルーム形式建築物で、住戸の数が 10 以上のもの ○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が 500 ㎡を超えるもの。</p>	<p>まちづくり課 第 3 庁舎 3 階</p>	
<p>地区計画(地区整備計画)</p>	<p>地区計画区域（船岡周辺地区）内は、行為の届出（都市計画法第 58 条の 2）が必要。</p>		
<p>町道（管理・寄付等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳等の資料の交付 ・ 私道の寄付等 	<p>土木課 第 3 庁舎 3 階</p>	

下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の確認 (下水道処理区域の内外についてであれば、水道課で確認可) 	湯河原町 浄水センター 下水道課	
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の確認 	水道課 第3庁舎2階	

※ 地区計画・建築協定については各市町経由担当窓口にてご確認下さい。